

第 50 回会合を踏まえた構成員質問に対する回答（日本通信）

質問 1.

ドコモは、研究会において日本通信との間で「音声卸料金については協議が行われなかった」との見解を示していますが、日本通信としてはどのように考えていますか。協議が行われたとするのであれば、協議はどのような内容で、ドコモはどのように対応したのか、可能な範囲でお示してください。

（佐藤構成員）

（回答 1）

貴研究会においてドコモは、「日本通信との間で、「音声卸料金については協議が行われなかった」との見解を示されたとのことですが、令和 2 年 6 月 30 日に下された総務大臣裁定を蔑ろにし、同時に貴研究会の取組に対して否定的な立場ととれるものでもあり、甚だ遺憾であります。

ドコモと当社との間の音声卸協議については、以下に総務大臣裁定の 14 頁の一部を引用します。当該箇所は、日本通信がドコモに対して、原価に適正利潤を加えた額で音声卸を提供すべきとする内容¹に関して、「（2）裁定要件の充足の適否（裁定事項 1 について、当事者間の協議が整っていないと判断できるか。）」の項として総務大臣としての判断を記述しているところです。

「ドコモは、裁定事項 1 について、日本通信から令和元年 10 月 1 日付け文書で要望を受け、同月 4 日に当該要望について対面で協議を行い、さらに同月 16 日付け文書において日本通信から回答を催促された上で、要望に係る文書の受領から約 1 月後に文書で回答を行っていることから、ドコモは裁定事項 1 について書面による要望及び対面協議を踏まえた十分な検討を行った上で、裁定事項 1 について回答を示さない判断を行ったと推認できる。よって、両当事者間において、対面及び書面において十分な協議が行われたものと解することが適当である。」

なお、協議の内容に関しては、ドコモとの間の守秘義務に基づき回答は控えさせていただきます。

¹ 「裁定事項 1」として、ドコモと当社との間の 2020 年 6 月 30 日付総務大臣裁定において当社が裁定を求めた事項のうち、以下の事項を指します。

「1. ドコモに対し、音声通話サービスを能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金で、本件申請の申請人である日本通信に卸役務として提供すべきとの裁定を求めらる。」

しかしながら、総務大臣裁定において、協議の経緯及び両当事者の主張、さらには総務大臣としての判断を含めて開示されておりますので、そちらをご参照いただければと存じます。

敢えて一言付言するとすれば、上述の総務大臣裁定の引用にもある通り、書面で要望し、対面協議を行なった上でも、裁定事項1について「回答を示さない」という状況であり、いわゆる民間の企業同士としてはあり得ない対応をされてきております。

質問2.

そもそも音声卸について、協議を始めることができない、協議を始めたとしても進展しないということが多くあるのでしょうか。そのような場合、どのような仕組みがあれば、事業者間協議を円滑に、かつ合理的に進めることができると考えるのか、ご意見を聞かせてください。

(佐藤構成員)

(回答2)

総務大臣裁定において「対面及び書面において十分な協議が行われたものと解することが適当である」との判断が示されているにもかかわらず、貴研究会においてドコモは、協議は行われなかったとの見解を示している始末です。本件は、総務大臣裁定という紛争処理プロセスを経たことで開示されましたが、事業者間の協議は守秘義務契約により、当事者間以外にプロセスが明らかになることはありません。そのような状況においては、いくら協議を行い、書面を提出したとしても、受ける側が「協議は行われなかった」「協議は始まっていない」と一方的な判断を行なっている限り、協議が進展する訳もないのが現実です。

接続に関しては、総務省への届出義務及び公表義務がある接続約款において、接続協議を申し入れるためには事前調査を申し込むという手続きが明記されており、回答に関する日程の目処が示されています（日程の目処に関しては、別の問題があるため、後述します）。しかしながら、卸契約に関しては、接続における接続約款上に明示すべき条件等に当たるものは定義されておらず、総務省への届出義務も公表義務もありません。そのため、一部のMNOは卸約款を公表していますが、公表していないMNOも存在します。

接続においてMNOは、事前調査申込書が提出され受領した段階では、協議は行われなかったあるいは始まっていないという主張はされないものと推測しますが、卸契約の交渉においては、手続きが定められていないため、協議の開始時点が明らかにならないという問題があります。このような状況下では、依頼を受

ける側の MNO が、自らの一方的な判断によって、「協議が始まっていない」とすれば、当然のことながら進展しない状況が続くことになります。

日本通信だけでも、MNO に対して卸契約を申し入れ、書面を提出し、対面協議を行なっているにもかかわらず、当該 MNO は総務省に対して、「卸契約の要望すら受けたことがない」と報告された事例は一度や二度ではありません。

第 2 種指定電気通信設備に関する規則は、接続に関して適用されていますが、当該設備を使うという意味では、接続でも卸でも同様であり、従って、同様の規制を課さない限り、本件の根本的な解決は難しいのではないかと考えております。

MNO はことあるごとに、MVNO との関係は卸契約で事業者間協議に委ねるべきと長年に渡って主張されてきています。しかしながら、それは協議進展に資するためにそう主張しているのではなく、そのほうが MNO 自らの手で協議の進展を妨げることが可能であるためにそう主張していると言われても仕方のない状況を作り出しているのは明らかです。

また、前述の接続約款で定める事前調査の回答に関する日程の目処に関する問題を提起いたします。

接続約款においては、事前調査申込書を提出し、MNO に受領されてから 1 ヶ月以内に接続の可否を回答することが明記されています。しかしながら同時に、システム改修等を伴う場合には日程の目途は 4 ヶ月以内とされ、その上で但し書きとして、システム改修等の規模が大きい場合にはその限りではないと明記されています。既に自社ないし他社が実現している通信役務に関しては、接続約款でメニュー化されているため、更なるシステム改修はありませんが、一般に新たな形態の接続ないし卸を実現するには、多少なりともシステム改修は必要になります。そうすると、接続約款で定める日程の目処においては、MNO がシステム改修の規模が大きいと判断した場合、上記但し書きにより、回答期限がないこととなります。現に、その状態で何年にも渡り MNO から検討中である旨の回答を繰り返し受けている事案もあります。

上記問題の解決を図るには、システム改修の要否及び改修に要する期間及び概算を見積るための期間（例えば、2 ヶ月間）を定義し、その期間内に見積りを示せない場合には総務省に報告し、総務省が当該見積りに必要と認める期間を指定するなどして、全体としての回答期限が明確に定められる制度を導入することが必須であると考えます。

卸契約の交渉に関しても、事業者間協議を円滑に、かつ合理的に進めるためには、以上と同様に回答期限が明確になる制度の導入が必須であると考えます。